閲覧用

令和４年 第１１回

神埼市農業委員会総会 議事録

令和４年１１月２日

神 埼 市 農 業 委 員 会

令和４年１１月 第１１回 神埼市農業委員会総会　議事録

１　開催日時　　令和４年１１月２日（水）午前９時開会

２　開催場所　　神埼市役所　３階大会議室

３　出欠者の状況
出席委員　１３名
欠席委員　　０名
農地利用最適化推進委員　１７名
傍聴人　　　０名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	野田　豊	出
3	委員	嘉村尚文	出
4	委員	宮地恆代	出
5	委員	中原和之	出
6	委員	貞島清秀	出
7	委員	重松秀明	出
8	委員	野副高司	出
9	委員	樋口康明	出
１０	委員	井手元博	出
１１	委員	島崎元次	出
１２	委員	田中郁英	出
１３	副会長	吉浦文雄	出

４　議事日程
日程第１　議事録署名委員の指名
２番　野田　豊副会長　　３番　嘉村尚文委員

日程第２　会議書記の指名
事務局長　山口秀利　　係長　大隈裕次

日程第３　付議事件
(参考　議案の内容)
議案第１号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請について　２件
議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について　　　８件

議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について　　　１件
議案第４号　農地法第３条の規定による許可申請について　　　３件
議案第５号　農業経営基盤強化促進法　第１８条第１項の規定による
　　　　　　農用地利用集積計画 利用権設定関係について　　２１件
議案第６号　非農地通知の発出について　１件
議案第７号　農振除外申請に伴う事前審査について　５件

報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知の確認について ５件

５　説明のため出席した職員
【農業委員会事務局職員】
事務局長　　山口秀利
農政農地係　係長　大隈裕次
【神埼市農政水産課】
農業水産振興係　主事　武藤健志郎

６　会議の概要
（開会）

事務局長

皆様、おはようございます。

本日は、委員の皆様、および農地利用最適化推進委員の皆様にも本総会よりご参加いただき、誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、円滑な議事の進行などについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和４年 第１１回神埼市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

会　長

皆様、おはようございます。　本日は早朝から大変お忙しい中にご出席いただきまし誠にありがとうございます。

只今から開会しますけれども、本日は長時間になるかと思いますが、最後まで皆様のご審議、ご賛同のことよろしくお願いいたします。

只今から令和４年 第１１回 神埼市農業委員会総会を開会します。

（総会の成立）

事務局長

会長ありがとうございます。

本日の出席委員は１３名、全員出席です。　総会は成立いたします。

なお、農地利用最適化推進委員１７名の皆様にもご出席いただいております。　ありがとうございます。

なお、本日は議案が多いですので、議事進行の状況次第ですが、転用案件の審議が終わりましたら少し休憩時間を取りたいと思っております。　ご了解ください。

（議長登壇）

事務局長

これより議事に入りますが､神埼市農業委員会会議規則第６条の規定により、会長に議長をお願いいたします。　よろしくお願いいたします。

議　長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第１　議事録署名委員の指名

神埼市農業委員会 会議規則 第２１条第３項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、２番 野田副会長と３番 嘉村委員を指名します。

よろしくお願いします。

議　長

○日程第２　会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議　長

○日程第３　付議事件

議案は、議案第１号から第７号までの、７議案の４１件です。

報告は、第１号の ５件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

議　長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いします。

（議案第１号　受付番号１番の申請者の入室を確認）
（議案第１号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請）

議　長

議案書の１ページをお願いします。

議案第１号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について議題とします。

申請番号１番について、事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第１号、申請番号１番を議案書により説明】

議案第１号､農地転用許可後の変更計画承認申請について説明いたします。

これは、農地法事務処理要領の制定について に基づき、農地転用許可後に様々な理由により土地利用計画が変更せざるを得ない場合や、事業者が変更になる場合などにおいて、計画変更の内容について再度審議を行う手続きとなっております。

申請番号１番につきましては､当初の転用事業者が許可を受けた事業の目的の一部を変更する内容となっております。

変更の内容につきましては、当初は、申請地外に○○及び○○を建てる予定であったが用地交渉が上手くいかなかったため、申請地内に建設する計画に変更する内容となっております。

その他変更後の施設の用途や資金については記載のとおりで､完了は令和５年９月１５日の予定です。

位置図などにつきましては､２ページから３ページに添付しております。

申請に必要な書類として、当初と変更後の土地利用計画図、融資証明書および残高証明書があり､排水処理や被害防止については､周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われます。

説明は以上です。

議　長

説明が終わりました。　申請番号１番について、地区担当委員の５番中原委員のご意見をお願いします。

５番　中原委員　【地区担当委員の意見】

５番の中原です。　１号議案の申請番号１番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の宮地推進委員、申請者、事務局とともに、１０月２７日に現地にて変更内容を確認しましたが、内容については適切に見直されていると判断いたしました。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議　長
　ありがとうございます。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。
（質疑・応答）
（事務局より追加説明）
事務局
　添付の計画図について、計画変更後の箇所や状況について、お判りいただけますでしょうか。
（委員一同了解の様子）
　ありがとうございます。　枠で囲った箇所が今回の計画変更箇所となります。

議　長
　それでは、質疑はありませんか。
（質疑等無い様子）
議　長
　よろしいでしょうか。
（はいの声あり）
議　長
　ありがとうございます。　質疑なしと認め、質疑を終了します。
　申請者は退出してください。　おつかれさまでした。

（議案第１号　受付番号１番の申請者の退室を確認）
（採決）
議　長
　これより採決します。　議案第１号、申請番号１番について、承認する方の挙手を求めます。
（全員挙手）
議　長
　ありがとうございます。　全員賛成であります。　よって本件は、申請のとおり承認します。

（議案第１号　受付番号２番の申請者の入室を確認）
（議案第１号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請）
議　長
　次に、申請番号２番について、事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第１号、申請番号２番を議案書により説明】

申請番号２番、株式会社 ○○による○○の計画変更に係る申請について説明いたします。
変更の内容につきましては、当初、○○の開発を行う計画であったが、買い手からもっと小規模の区画割を望む声が多くあったため、西側の区画割を変更する内容となっております。　４ージから５ページに添付しております位置図および計画図の枠で囲った箇所が今回の計画変更箇所となっております。
その他変更後の施設の用途や資金については記載のとおりで、完了は令和６年１２月３１日の予定です。
申請に必要な書類として、当初と変更後の土地利用計画図、融資証明書及び残高証明書があり、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われます。
説明は以上です。

議　長
説明が終わりました。　申請番号２番について、地区担当委員の１０番井手委員のご意見をお願いします。

１０番　井手委員　【地区担当委員の意見】
１０番の井手です。　１号議案の申請番号２番の申請は私の担当地区です。
申請内容については、事務局の説明のとおりです。
私たち活動班の委員２名、推進委員２名、１０月２８日に現地にて変更内容を確認しましたが、内容については中の区画を整理、変更するということで他は特段の変更が無いということで、適切だと判断しております。
みなさまのご審議をよろしくお願いします。
付け加えですけれども、今回の○○は水路の護岸をきれいに整備されております。　水路管理などは農地水など各地区で取り組んであると思いますが、できれば今回のような整備をしていただければ今後の維持管理がしやすくなるのではないかと。　他の委員さんも現場確認時には気にかけていただければなと思いました。　以上です。

議　長
ありがとうございます。　委員がおっしゃったように水路護岸がきれいにコンクリされておりました。
それでは、これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。
（質疑・応答）
（質疑等無い様子）

議　長
よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議　長

ありがとうございます。　質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出してください。　おつかれさまでした。

（議案第１号　受付番号２番の申請者の退室を確認）

（採決）

議　長

これより採決します。　議案第１号、申請番号１番について、承認する方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

ありがとうございます。　全員賛成であります。　よって本件は、申請のとおり承認します。

（議案第２号　受付番号１番の申請者の入室を確認）

（議案第２号　農地法第５条関係）

議　長

議案書の６ページをお願いします。

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について議題とします。

申請番号１番について、事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第２号、申請番号１番を議案書により説明】

議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号１番、申請地の所在は神埼町永歌　字〇〇　〇〇番の外、田４筆の７，６０３㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては令和４年９月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良事業の受益地内であることから第１種農地と判断します。

転用許可基準につきましては、土地収用法の規定による告示に係る事業に該当します。

位置図などにつきましては、１０ページと１１ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については融資証明書及び残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

説明は以上です。

議　長
説明が終わりました。　申請番号１番について、地区担当委員の３番嘉村委員のご意見をお願いします。

３番　嘉村委員　【地区担当委員の意見】
３番の嘉村です。　２号議案の申請番号１番の申請は私の担当地区です。
申請内容については、事務局の説明のとおりです。
私も、地区担当の太田、増田推進委員、申請者および事務局とともに、１０月２７日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。
みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議　長
ありがとうございます。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）

（７番　重松委員挙手、議長指名する。）

７番　重松委員
転用予定地は水路に囲まれていると思いますので、事業者の方では考えられているとは思いますが、○○のニュース報道では思わぬところに行ったりしているってことがあるとのことですので、その辺の水路などに関する工事についてはどのようにされるようになっていますか。

（議長が申請者の説明を求める。）

申請者
申請地の南側と西側に水路がございます。　西側の水路につきましては維持管理しやすいように張りコンクリートをさせていただきます。
南側につきましては、現状木柵工ですけど一部崩壊しておりますのでコンクリート杭に変更して張りコンクリートをさせていただく計画となっております。
４面ともフェンスを設置して外部侵入者を防ぐとともに施設内の○○らが外へ出ることも防止する計画です。

７番　重松委員
わかりました。

議　長
他にございませんか。

（質疑等無い様子）

議　長

質疑はよろしいでしょうか。

（ありませんの声あり）

議　長

ありがとうございます。　質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出してください。　おつかれさまでした。

（議案第２号　受付番号１番の申請者の退室を確認）

（採決）

議　長

これより採決します。　議案第２号、申請番号１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

ありがとうございます。　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり許可します。

（議案第２号　受付番号２番の申請者は出席を求めず）

（議案第２号　農地法第５条関係）

議　長

次に、申請番号２番について、事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第２号、申請番号２番を議案書により説明】

申請番号２番、申請地の所在は神埼町神埼　字○○　○○番の畑１筆の２１９㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては令和３年１１月に決定済であり、農地区分につきましては、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設又は公益的施設が連たんしていることから第３種農地と判断し、転用許可基準につきましては、許可し得るとなります。

位置図などにつきましては、１２ページと１３ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。　説明は以上です。

議　長
　説明が終わりました。　申請番号２番について、地区担当委員の３番嘉村委員のご意見をお願いします。

３番　嘉村委員　【地区担当委員の意見】
　３番の嘉村です。　２号議案の申請番号２番の申請は私の担当地区です。
　申請内容については、事務局の説明のとおりです。
　私も、地区担当の太田、増田推進委員、申請者とともに、１０月２０日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思っております。　既に周りが住宅地でありますのでほぼ営農には支障が無いと思われます。
　地区の同意もありますので、問題は無いと思います。
　みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議　長
　ありがとうございます。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）

（質疑等無い様子）

議　長
　よろしいでしょうか。

（ありませんの声あり）

議　長
　ありがとうございます。　質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長
　これより採決します。　議案第２号、申請番号２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　ありがとうございます。　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり許可します。

（議案第２号　受付番号３番の申請者は出席を求めず）

（議案第２号　農地法第５条関係）

議　長
　議案書の７ページをお願いします。

申請番号３番について、事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第２号、申請番号３番を議案書により説明】
申請番号３番、申請地の所在は神埼町本告牟田　字○○　○○番の田１筆５７２㎡であります。
転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。
権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては平成２３年１２月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良事業の受益地内であることから第１種農地と判断します。
転用許可基準につきましては、一般国道又は県道の沿道で流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設に該当します。
位置図などにつきましては、１４ページと１５ページに添付しております。
その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。　説明は以上です。

議　長
説明が終わりました。　申請番号１番について、地区担当委員の６番貞島委員のご意見をお願いします。

６番　貞島委員　【地区担当委員の意見】
６番の貞島です。　２号議案の申請番号３番の申請は私の担当地区です。
申請内容については、事務局の説明のとおりです。
私も、地区担当の推進委員、申請者及び事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、国道に面して事業目的に適していると思われる土地です。　周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。
みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議　長
ありがとうございます。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）
（質疑等無い様子）

議　長
よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議　長
　ありがとうございます。　質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長
　これより採決します。　議案第２号、申請番号３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　ありがとうございます。　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり許可します。

（議案第２号　受付番号４番の申請者は出席を求めず）

（議案第２号　農地法第５条関係）

議　長
　次に、申請番号４番について、事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第２号、申請番号４番を議案書により説明】
　申請番号４番、申請地の所在は神埼町尾崎　字○○　○○番の外、田５筆の計２，０１２．４５㎡であります。
　転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。
　権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては平成２３年１２月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良事業の受益地内であることから第１種農地と判断します。
　転用許可基準につきましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。
　位置図などにつきましては、１６ページと１７ページに添付しております。
　その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。　説明は以上です。

議　長
　説明が終わりました。　申請番号１番について、地区担当委員の２番野田副会長のご意見をお願いします。

２番　野田副会長　【地区担当委員の意見】

２番の野田です。　２号議案の申請番号４番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の小川、眞﨑推進委員、申請者及び事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地でありまして、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議　長

ありがとうございます。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）

（質疑等無い様子）

議　長

よろしいでしょうか。

（ありませんの声あり）

議　長

ありがとうございます。　質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長

これより採決します。　議案第２号、申請番号４番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

ありがとうございます。　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり許可します。

（議案第２号　受付番号５番の申請者は出席を求めず）

（議案第２号　農地法第５条関係）

議　長

議案書の８ページをお願いします。

申請番号５番について、事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第２号、申請番号５番を議案書により説明】

申請番号５番、申請地の所在は神埼町尾崎　字○○　○○番の田１筆３

１８㎡であります。
　転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。
　権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては令和４年９月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良事業の受益地内であることから第１種農地と判断します。
　また、転用許可基準につきましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。
　位置図などにつきましては、１８ページと１９ページに添付しております。
　その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。　説明は以上です。

議　長
　説明が終わりました。　申請番号５番について、地区担当委員の２番野田副会長のご意見をお願いします。

２番　野田副会長　【地区担当委員の意見】
　２番の野田です。　２号議案の申請番号５番の申請は私の担当地区です。
　申請内容については、事務局の説明のとおりです。
　私も、地区担当の推進委員、申請者及び事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。
　みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議　長
　ありがとうございます。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）
（質疑等無い様子）

議　長
　よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議　長
　ありがとうございます。　質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長
　これより採決します。　議案第２号、申請番号５番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　ありがとうございます。　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり許可します。

（議案第２号　受付番号６番の申請者は出席を求めず）

（議案第２号　農地法第５条関係）

議　長
　次に、申請番号６番について、事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第２号、申請番号６番を議案書により説明】
　申請番号６番、申請地の所在は神埼町尾崎　字○○　○○番の他、田２筆の計　１，７９６㎡であります。
　転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。
　権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては令和４年９月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良事業の受益地内であることから第１種農地と判断します。
　転用許可基準につきましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。
　位置図などにつきましては、２０ページと２１ページに添付しております。
　その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。　説明は以上です。

議　長
　説明が終わりました。　申請番号６番について、地区担当委員の２番野田副会長のご意見をお願いします。

２番　野田副会長　【地区担当委員の意見】
　２番の野田です。　２号議案の申請番号６番の申請は私の担当地区です。
　申請内容については、事務局の説明のとおりです。
　私も、地区担当の推進委員、申請者及び事務局とともに、１０月２５日と個人で再度２６日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請

地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。　みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議　長
　ありがとうございます。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）

（質疑等無い様子）

議　長
　よろしいでしょうか。

（ありませんの声あり）

議　長
　ありがとうございます。　質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長
　これより採決します。　議案第２号、申請番号６番について、　許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　ありがとうございます。　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり許可します。

（議案第２号　受付番号７番の申請者は出席を求めず）

（議案第２号　農地法第５条関係）

議　長
　議案書の９ページをお願いします。
　申請番号７番について、事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第２号、申請番号７番を議案書により説明】
　申請番号７番、申請地の所在は千代田町渡瀬　字○○　○○番の田１筆９４㎡であります。
　転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。
　権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては平成２３年１２月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良事業の受益地内であることから第１種農地と判断します。

転用許可基準につきましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

位置図などにつきましては、２２ページと２３ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。　説明は以上です。

議　長

説明が終わりました。　申請番号７番について、地区担当委員の７番重松委員のご意見をお願いします。

７番　重松委員　【地区担当委員の意見】

７番の重松です。　２号議案の申請番号７番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、１０月２１日に地区担当の中島、原口推進委員、申請者及び事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、議案書にもありますとおり既に事業目的で活用されていたところを正式に申請されるもので、その目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。　以上みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議　長

ありがとうございます。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）

（質疑等無い様子）

議　長

よろしいでしょうか。

（ありませんの声あり）

議　長

ありがとうございます。　質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長

これより採決します。　議案第２号、申請番号７番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　ありがとうございます。　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり許可します。

（議案第２号　受付番号８番の申請者は出席を求めず）
（議案第２号　農地法第５条関係）
議　長
　次に、申請番号８番について、事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第２号、申請番号８番を議案書により説明】
　申請番号８番、申請地の所在は千代田町姉　字○○　○○番の田１筆１，０７５㎡であります。
　転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。
　権利の内容は所有権の移転で､農振除外につきましては平成２３年１２月に決定済であり､農地区分につきましては､特定土地改良事業の受益地内であることから第１種農地と判断します。
　また、転用許可基準につきましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。
　位置図などにつきましては、２４ページと２５ページに添付しております。
　その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。　説明は以上です。

議　長
　説明が終わりました。　申請番号８番について、地区担当委員の９番樋口委員のご意見をお願いします。

９番　樋口委員　【地区担当委員の意見】
　９番の樋口です。　２号議案の申請番号８番の申請は私の担当地区です。
　申請内容については、事務局の説明のとおりです。
　私も、地区担当のお二人の坂井推進委員、申請者及び事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。
　みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議　長
　ありがとうございます。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。
（質疑・応答）
（質疑等無い様子）
議　長
　よろしいでしょうか。
（はいの声あり）
議　長
　ありがとうございます。　質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）
議　長
　これより採決します。　議案第２号、申請番号８番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）
議　長
　ありがとうございます。　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり許可します。

（議案第３号　受付番号１番の申請者は出席を求めず）
（議案第３号　農地法第４条関係）
議　長
　議案書の２６ページをお願いします。
　議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について議題とします。
　申請番号１番について、事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第３号、申請番号１番を議案書により説明】
　議案第３号、農地法第４条の規定による許可申請について説明いたします。
　申請番号１番、申請地の所在は千代田町渡瀬　字○○　○○番の田１筆１８９㎡であります。
　転用の目的や理由、申請人施設の用途や資金などは記載のとおりです。
　農振除外につきましては令和４年４月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良事業の受益地内であることから第１種農地と判断します。
　また、転用許可基準につきましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

位置図などにつきましては、２７ページと２８ページに添付しております。
その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。　説明は以上です。

議　長
説明が終わりました。　申請番号１番について、地区担当委員の７番重松委員のご意見をお願いします。

７番　重松委員　【地区担当委員の意見】
７番の重松です。　３号議案の申請番号１番の申請は私の担当地区です。
申請内容については、事務局の説明のとおりです。
私も、地区担当の中島、原口推進委員、申請者及び事務局とともに、１０月１９日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。
みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議　長
ありがとうございます。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）

（質疑等無い様子）

議　長
よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議　長
ありがとうございます。　質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長
これより採決します。　議案第３号、申請番号１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
ありがとうございます。　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり許可します。

事務局
　転用案件の審議が終わりました。　ここで１０分間の休憩を取りたいと存じます。
　１０時に再開したいと思いますので、それまでにはお戻りください。

（休憩）

（再開）

（議案第４号　農地法第３条関係）

議　長
　次に、議案書の２９ページをお願いします。
　議案第４号、農地法第３条の規定による許可申請について審議します。
　事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第４号、議案書を基に説明】
　議案第４号　農地法第３条の規定による許可申請について説明いたします。
　いずれの申請も、権利の内容は所有権の移転となっております。
　１番につきましては、地域の農事組合法人の構成員として、申請農地を耕作されている農業者が、売買により譲り受けるものであります。
　位置図を３０ページに添付しております。
　次に、２番と３番につきましては、利用権設定により申請農地を耕作している担い手農業者が、売買により譲り受けるものであります。
　位置図を３１ページと３２ページにそれぞれ添付しております。
　許可申請の要件は、農地法第３条の各号にある許可基準を満たしております。
　なお、どちらの申請農地についてもこれまで賃貸借権などの利用権設定がなされていた農地ですので、この後報告事項となりますが合意解約の通知の届出もなされておりますこと申し添えます。　説明は以上です。

議　長
　説明が終わりました。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）

（質疑等無い様子）

議　長
　私からよろしいですか。　この申請議案で譲り渡し人が経営縮小で非農家とあるのはどういう内容ですか。

事務局
　このことについて説明します。　この譲り渡し人世帯はこれまでの所有者が亡くなられて、共有名義で相続をされました。　それぞれ非農地世帯であり市外在住であったので申請地を処分したいとのことでした。
　ただし、まだ他に所有農地があり全部処分ではありませんので規模縮小とさせていただいております。

議　長
　そうでしたか。　それならわかりました。

議　長
　他にご質疑ありませんか。　よろしいでしょうか。

（ありませんの声あり）

議　長
　ありがとうございます。　質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長
　これより採決します。　議案第４号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　ありがとうございます。　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり許可します。

（議案第５号　基盤強化促進法第１８条第１項 利用権設定関係）

議　長
　次に、別冊の議案第５号をお願いします。
　農業経営基盤強化促進法、第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

（総括表の説明）

議　長
　最初に、１ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第５号、議案書の総括表を基に説明】
　議案第５号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画　利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

議案書１ページの総括表を説明いたします。

利用権設定関係総括表

神埼町、新規６件、再設定３件の計９件で、内訳は、田２８筆の　６２，０１３㎡

千代田町、新規４件、再設定８件の計１２件で、内訳は、田３１筆の　９１，８９２㎡、畑１筆の　５２３㎡、計３２筆の　９２，４１５㎡

神埼市の合計は２１件の、内訳は、田５９筆の　１５３，９０５㎡、

畑１筆の　５２３㎡、計６０筆の　１５４，４２８㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

（農用地利用集積計画の審議）

議　長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書２ページの、農用地利用集積計画、神埼町新規について審議します。　事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第５号、議案書を基に説明】

議案書２ページから５ページになります、神埼町新規の申し出について説明いたします。

申請内容は、左から、土地の所在、地番、地目、面積、１０ａあたりの賃料、設定する利用権の種類、貸付人、借受人、そして利用目的、借賃料、設定の始期、終期となっております。

設定する内容は、５ページにございます、田２４筆の　３８，０９２㎡であります。　説明は以上です。

議　長

説明が終わりました。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）

（推進委員より挙手あり、議長指名する。）

推進委員

この借賃料が記入されていない申出については、どうなりますか。

事務局
　こちらは、ご指摘の申出について、設定する利用権の種類の欄をご覧いただきたいと思います。　利用権の種類は使用貸借による権利の設定でありますので、農地の使用権や耕作権を設定するということであり、借賃料の設定はございません。

議　長
　ご理解いただけましたか。

（１０番井手委員挙手、即 議長指名する。）

１０番　井手委員
　この貸し付け人と借り受け人の住所がいっしょである申出については、個人から法人に貸すということなんですかね。

事務局
　これは確かに紛らわしいと存じますが、こちらは、同じ地区内の農地所有者と担い手農業者との利用権設定の申出でして、家がお隣り同士であります。　あらためてご住所を確認していただければと思います。

１０番　井手委員
　そうですね。　よく見るとそうでした。　わかりました。

議　長
　この方々は私も知り合いでして、よく存じています。
　それでは、他にご質疑ありませんか。

（質疑等無い様子）
（ありませんの声あり）

議　長
　ありがとうございます。　質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長
　これより採決します。　農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　ありがとうございます。　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり決定します。

（農用地利用集積計画の審議）

議　長

次に、議案書６ページの、農用地利用集積計画、神埼町再設定について審議します。　事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第５号、議案書を基に説明】

議案書６ページから７ページになります、神埼町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は、７ページにございます、田４筆の　２３，９２１㎡であります。　説明は以上です。

議　長

説明が終わりました。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）

（質疑等無い様子）

議　長

よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議　長

ありがとうございます。　質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長

これより採決します。　農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

ありがとうございます。　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり決定します。

（農用地利用集積計画の審議）

議　長

次に、議案書８ページの、農用地利用集積計画、千代田町新規について審議します。　事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第５号、議案書を基に説明】

議案書８ページから９ページになります、千代田町新規の申し出につ

いて説明いたします。
　設定する内容は９ページにございます、田１１筆の　３８，７１１㎡であります。　説明は以上です。

議　長
　説明が終わりました。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）
（７番重松委員挙手、議長指名する。）

７番　重松委員
　確認ですけど、借賃料に※印で金額が入っているところがありますが、これはどう解釈すればいいでしょうかね。

事務局
　これは議案書各ページに注意書きをさせていただいていますが、細かいことにはなりますが、議案書の農地面積は畦畔まで含めた台帳面積を表示していますが、申出の中には耕地面積、水張り面積でもって借賃料の設定をなされていたり、端数を切り上げ、切り捨てされている申出がございますので、単純に議案書の１０ａ当りの賃料と農地面積を掛けるとこの賃借料にならないよと、歴代の委員方からご指摘いただいておりましたので、そのような申出がありましたら、ここに※印表示で借賃を表示させていただき、注意書きもさせていただいているところです。
よろしいでしょうか。

７番　重松委員
　再度確認になりますけど、例えば農地面積が１，０００㎡で１反当り１０，０００円とするけども、水張り面積が９５０㎡でそれを算定根拠とするならば９，５００円の借賃料になるってことで、それを表しているってことですかね。

事務局
　そのようになります。　それを議案書では借賃料の※印表示と注意書きによってお分かりいただけるようにしております。
　なお、受付する申出書には農地面積の欄は二段書きで登記面積と設定面積の記入をお願いするようにしています。
　この申出の内容やこれまでの定例総会の場でのご指摘内容を踏まえております。　以上です。

７番　重松委員
　了解しました。

議　長
　このことについては、皆様もよろしいでしょうか。
（異議無い様子、了解と認められる）
議　長
　他には、よろしいでしょうか。
（はいの声あり）
議　長
　ありがとうございます。　質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）
議　長
　これより採決します。　農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）
議　長
　ありがとうございます。　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり決定します。

議　長
　次に、議案書１０ページの、農用地利用集積計画、千代田町再設定について審議します。　事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第５号、議案書を基に説明】
　議案書１０ページから１３ページになります、千代田町再設定の申し出について説明いたします。
　設定する内容は、１３ページにございます、田２０筆の　５３，１８１㎡と、畑１筆の　５２３㎡、合わせましたところの２１筆の　５３，７０４㎡であります。　説明は以上です。

議　長
　説明が終わりました。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。
（質疑・応答）
（質疑等無い様子）

議　長
　よろしいでしょうか。
（ありませんの声あり）
議　長
　ありがとうございます。　質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）
議　長
　これより採決します。 農用地利用集積計画､千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）
議　長
　ありがとうございます。　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり決定します。

（議案第６号　非農地通知関係）
議　長
　次に、別冊の議案第６号をご覧ください。
　非農地通知の発出について、事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第６号、議案書を基に説明】
　議案第６号 非農地通知の発出について説明します。
　これは､既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地の所有者より非農地化の同意及び申請があったものについて、申請内容の確認や地区担当委員の現地確認を行い、非農地であると判断し、正式に「非農地通知」を発出するものです。
　今回非農地通知する土地については、１ページに記載のとおりで、名義人　○○、土地の所在は神埼町城原　字○○　○○番の外２筆の計　１０，９４３㎡となっております。
　位置図については資料の２ページをご覧ください。
　現地は､既に非農地化していることを確認しました。 説明は以上です。

議　長
　説明が終わりました。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。
（質疑・応答）
（１０番井手委員挙手、議長指名する。）

１０番　井手委員
　質問ですが、ここはそもそも山林であったのを当時の〇〇が開いてみかん園にしたんじゃないかなと。　それをまた山林に戻すということなんでしょうかっていうお尋ねです。

事務局
　申請内容については先ほど説明のとおりですけども、山林原野化しているという現状を元に非農地通知を発出するということになりますので、結果的には委員のおっしゃるとおりになると思います。

１０番　井手委員
　山林化しているってことはたぶん〇〇か〇〇がですよね、目的を変更して、また山林に戻すために木を植えたってことじゃないんでしょうか。　そのときに許可や承認が必要だったっていうことじゃなかったのかな。　今回非農地で対応できたんならよかったんじゃないかな。

（５番中原委員挙手、議長指名する。）

５番　中原委員

（マイク感度が悪くて発言が全く聞き取れない。）

※ 委員の発言内容としては、
　委員の見知ってる申請地の活用状況の推移について説明される。
　〇〇農地として山林を開き畑で耕作され、その後みかんを植栽された。そして既に〇〇農地としては終了し、〇〇や〇〇の方でくぬぎが植えられて相当年数経っているとのこと。
　また、申請地に隣接して祠や遺跡があることもあり、活用しにくかったらしいとのこと。

（ここで数人の委員が発言されるが、マイクを使用されていないので録音できていない。　全く聞き取れない。）

事務局
　今の委員さん方の意見交換やお話しでありましたとおり、位置図の申請地付近に墓地とありますが遺跡となっていまして神埼市の所有地となっております。
　その周りはみかん園を廃園となさったときに〇〇の方で県の承認を受けながらだそうですが、もうくぬぎが植わっておりまして、現場写真を添付しておりますが相当年数が経ったくぬぎとなっております。
　こういった場合のやり方をよくご存じなかったので、今回現況の山林で管理するためにはまだ農地地目であったということを理解されたことにより、〇〇から相談があったという経緯でございます。

１０番　井手委員
　○○は山林として管理するってことですね。

事務局
　そのような説明でした。

議　長
　それでは、他にありませんでしょうか。

（質疑等無い様子）

議　長
　よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議　長
　ありがとうございます。　質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長
　これより採決します。　非農地通知の発出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　ありがとうございます。　全員賛成であります。　よって本案は、原案のとおり決定します。

（議案第７号の農政水産課説明者が入室、着席を確認）

（議案第７号　農振除外申請に伴う事前審査）

議　長
　次に、別冊の議案第７号をお願いします。
　農振除外申請に伴う事前審査について、農政水産課の説明を求めます。

農政水産課　【議案第７号、議案書を基に説明】
　農政水産課の武藤と申します。
　議案第７号　農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第３条の２第１項の規定により、神埼市農業振興地域整備計画の変更に伴う事前審査について説明いたします。
　着席して説明させていただきます。
　１ページの 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画　変更協議総括表をお開きください。

脊振町　２件、神埼町　２件、千代田町　１件の 計　５件の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順に説明をさせていただきます。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

１番は、脊振町服巻地区の　○○として、田１筆で、面積　４㎡の申請となっております。

２番は、脊振町鹿路地区の　○○として、畑１筆で、面積　４㎡の申請となっております。

３番は、神埼町尾崎地区の　○○として、田４筆で、面積　１８，５６６㎡の申請となっております。

４番は、神埼町尾崎地区の　○○として、田４筆で、面積　６，３５６㎡ の申請となっております。

５番は、千代田町崎村地区の　○○として、田１筆で、面積　３，３４３㎡ の申請となっております。

このうち、３番と４番につきましては、暗渠排水が平成２４年度に施工されていますが、令和５年３月に整備後１０年を経過するため、財産処分の必要はない農地となります。

その他、詳細については、資料３ページ目以降の確認をお願いします。

神埼市農業振興地域整備計画の変更に伴う事前審査に関する説明は以上です。

議　長

説明が終わりました。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）

（１０番井手委員挙手、議長指名する。）

１０番　井手委員

変更申請というならば、どこがどう変わるのかを説明してもらえませんか。

農政水産課

先ほど説明しました５件の事業を実施するには、申請地が現在農業振興地域内にある農振農用地ですので、それらを農振地域から外して除外地としなければならないので、農業委員会に農振地域整備計画を変更しても周辺の営農などに影響がないかなどの事前審査を求めて、意見をお願いするものでございます。

１０番　井手委員
　この申請農地を農業振興地域から除外するっていうことが変更申請なわけですね。

農政水産課
　そうです。　なお、今回は除外する変更申請ですが、反対に農業振興地域に編入する場合も変更申請となりますので、ご承知ください。

議　長
　暗渠排水工事を実施するときに農振農用地じゃないと補助事対象とできなかったので編入があったそうですね。
　他にご質疑ありませんか。

（６番貞島委員挙手、議長指名する。）

６番　貞島委員
　４番の申請は前に出ませんでしたかね。　前に出た記憶があるんですけど。

農政水産課
　委員がおっしゃっているのは、確かに以前同じ地区において別の変更申請が出されています。　そのことをおっしゃっているのではないでしょうか。
　今回は、それとは別件で計画され変更申請がなされているものです。

６番　貞島委員
　了解しました。　ありがとうございます。

議　長
　この農振除外の変更申請が承認されて、その後に農地転用の許可申請がありますので、そのことを皆様方承知しておいてください。

議　長
　それでは、他にご質疑ありませんか。　よろしいでしょうか。
（はいの声あり）

議　長
　ありがとうございます。　質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長
　これより採決します。　農振除外申請に伴う事前審査について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）
議　長
　ありがとうございます。　全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり承認します。
　農政水産課の担当者は退出をお願いします。　おつかれさまでした。
（農政水産課説明者の退室を確認）

（報告第１号　農地法第１８条第６項の通知関係）
議　長
　次に、別冊の報告第１号をご覧ください。
　報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知の確認についての報告です。　事務局の説明を求めます。

事務局　【報告第１号、報告書を基に説明】
　報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知の確認についてご報告いたします。
　農地法第１８条第１項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第６６条により農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。
　内容は、農地中間管理事業法や農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約で、この後は、農地の売買などが予定されております。
　なお、１番、２番、５番については、今回の総会において農地法第３条での所有権移転の申請がなされておりました。　報告は以上です。

議　長
　説明が終わりました。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）
（質疑等無い様子）
議　長
　よろしいでしょうか。
（はいの声あり）
議　長
　ありがとうございます。　報告第１号については以上で終わります。

議　長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和４年 第１１回神埼市農業委員会総会を閉会します。

ご審議ありがとうございました。

１０時４５分　閉　会